東京海洋大学乗船実習科規則

平成16年4月1日

海洋大規第 111号

改正 平成18年1月10日 海洋大規第 111-2号

改正 平成21年1月 5日 海洋大規第 2号

改正 平成26年3月10日 海洋大規第 58号

改正 平成28年3月22日 海洋大規第 164号

改正 平成29年9月14日 海洋大規第 223号

改正 令和元年10月23日 海洋大規第 148号

改正 令和 3年 3月19日 海洋大規第 59号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則(以下「学則」という。)第9条第2項の規定に基づき、東京海洋大学乗船実習科(以下「乗船実習科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 乗船実習科は、東京海洋大学海洋工学部(以下「本学部」という。)を卒業した者で海技士の免許を受けようとする者に対して乗船実習を行い、もって運航技術を習得させることを目的とする。

(課程)

第3条 乗船実習科に、次の課程を置く。

航海課程

機関課程

(収容定員)

第4条 乗船実習科の収容定員は、次のとおりとする。

航海課程 35人

機関課程 35人

(乗船実習科長)

第5条 乗船実習科に、乗船実習科長を置く。

2 乗船実習科長の選考に関する事項は、別に定める。

(委員会)

- 第6条 乗船実習科に関する重要事項を審議するため、乗船実習科委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(修業年限)

第7条 乗船実習科の修業年限は、6月とする。

(在学年限)

第8条 学生は、2年を超えて在学することができない。

第2章 入学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、4月1日とする。

(入学資格)

- 第10条 乗船実習科に入学することのできる者は、本学部の海事システム工学科及び海 洋電子機械工学科機関システム工学コースを卒業した者であって、次の各号を充足す るものとする。
 - 一 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号。以下「法」という。) 並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号。以下「施 行規則」という。)に定める海技士国家試験の三級海技士(航海)又は三級海技士 (機関)の筆記試験免除に必要な授業科目の単位を修得していること。
 - 二 船舶実習Ⅲの単位を修得していること。
 - 三 施行規則第40条に規定する身体検査の基準を充足していること。

(入学の出願及び選考)

- 第11条 乗船実習科に入学を志願する者は、別紙様式による入学願書に必要書類を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。
- 2 前項の入学者の選考については、別に定めるところにより行う。

(入学の許可)

第12条 学長は、前条第2項により選考された入学志願者が第10条に規定する入学資格 を充足するときは、本学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、入学を許 可する。

第3章 教育課程等

(実習)

第13条 乗船実習科における乗船実習は6月とし、独立行政法人海技教育機構又は教授会が認める教育訓練を行う施設(以下「海技教育機構等」という。)において実施する。

(実習科目)

第14条 乗船実習科の実習科目は、別表のとおりとする。

(履修の認定)

第15条 乗船実習科の実習科目履修の認定は、海技教育機構等の実習修了報告、成績評価及び実習訓練履修の認定通知に基づき、乗船実習科長が行う。

第4章 修了

(修了)

第16条 乗船実習科に6月以上在学し、所定の課程を修めた者は、教授会の議を経て学 長が修了を認定する。 2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

第5章 雑則

(休学)

- 第17条 学生は、疾病その他やむを得ない事由で引き続き1月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 休学期間は、通算して1年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第8条に規定する在学年限に算入しない。

(入学料及び検定料の不徴収)

第18条 本学部の海事システム工学科及び海洋電子機械工学科機関システム工学コースを卒業し、引き続き乗船実習科に進学する者の入学料及び検定料については、これを徴収しない。

(学則の準用)

第19条 復学, 退学及び除籍に関すること、賞罰に関すること並びに入学料, 検定料及び授業料等に関することについては、学則第50条, 第52条, 第54条から第60条第1項, 第61条並びに第63条から第65条第2項までの規定を準用する。この場合において、第54条第1号中「第21条」とあるのは「乗船実習科規則第8条」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。 (東京商船大学の在籍者及び卒業者の入学資格)
- 2 この規則の施行の際、現に東京商船大学商船学部商船システム工学課程に在籍する者又は既に同課程を卒業した者の入学資格については、第10条の規定にかかわらず次表のとおりとする。

ア	平成10年度以前 の入学者及び平 成12年度以前の 編入学者	一 法及び施行規則に定める海技士国家試験の三級海技士(航海)及び機関当直三級海技士(機関)又は三級海技士(機関)及び船橋当直三級海技士(航海)の筆記試験免除に必要な授業科目の単位を修得していること。 二 船舶実習(二)の単位を修得していること。 三 施行規則第40条に規定する身体検査の基準を充足していること。
1	平成11年度以降 の入学者及び平 成13年度以降の 編入学者	一 法及び施行規則に定める海技士国家試験の三級海技士(航海)又は三級海技士(機関)の筆記試験免除に必要な授業科目の単位を修得していること。 二 船舶実習(二)の単位を修得していること。 三 施行規則第40条に規定する身体検査の基準を充足していること。

(実習科目に関する経過措置)

3 前項表中アの入学資格により入学する者の実習科目は、第14条の規定にかかわらず 次表のとおりとする。

	航海課程		機関課程
1	航海系	1	機関系
	船橋当直		機関当直
	航海		機関運転
	運用		機関保守
	運航要務		機関要務
	船舶要務		船舶要務
2	機関当直系	2	船橋当直系
	機関当直		船橋当直
	機関運転		航海
	機関保守		運用
	機関要務		運航要務

(入学料及び検定料の不徴収に関する経過措置)

4 この規則の施行の際、現に東京商船大学商船学部商船システム工学課程に在籍し、引き続き乗船実習科に進学する者の入学料及び検定料については、第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「本学部の海事システム工学科航海システムコース及び海洋電子機械工学科機関システム工学コース」とあるのは「東京商船大学商船学部商船システム工学課程」と読み替えるものとする。

附 則 (平成18年海洋大規第111-2号)

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成21年海洋大規第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表 (第14条関係)

航海課程	機関課程		
船橋当直	機関当直		
航海	機関運転		
運用	機関保守		
運航要務	機関要務		
船舶要務	船舶要務		

別紙様式(第11条関係) (省略)

附 則 (平成26年海洋大規第58号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する学生及び施行日から平成28年3月31日までの間に海洋工 学部海事システム工学科情報システムコースに編入学する学生については、改正後の 第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年海洋大規第164号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年海洋大規第223号)

この規則は、平成29年9月14日から施行する。

附 則 (令和元年海洋大規第148号)

この規則は、令和元年10月23日から施行する。 附 則 (令和3年海洋大規第59号) この規則は、令和3年4月1日から施行する。